議案第２号

令和４年度さぬき市一般会計予算について

令和４年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市一般会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

第２表　　債　務　負　担　行　為

第３表　　地　　方　　債

令和４年度さぬき市一般会計予算

令和４年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６，６３０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 市税		4,973,868
	5. 市民税	2,074,234
	10. 固定資産税	2,424,859
	15. 軽自動車税	196,775
	20. 市たばこ税	278,000
10. 地方譲与税		237,302
	5. 地方揮発油譲与税	60,000
	10. 自動車重量譲与税	160,000
	20. 森林環境譲与税	17,302
15. 利子割交付金		8,000
	5. 利子割交付金	8,000
16. 配当割交付金		30,000
	5. 配当割交付金	30,000
17. 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	5. 株式等譲渡所得割交付金	20,000
18. 地方消費税交付金		1,000,000
	5. 地方消費税交付金	1,000,000
19. 法人事業税交付金		80,000
	5. 法人事業税交付金	80,000
25. ゴルフ場利用税交付金		35,000
	5. ゴルフ場利用税交付金	35,000
31. 環境性能割交付金		30,000
	5. 環境性能割交付金	30,000
33. 地方特例交付金		20,000
	5. 地方特例交付金	20,000

（単位：千円）

款	項	金額
	△. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	－
35. 地方交付税		8,300,000
	5. 地方交付税	8,300,000
40. 交通安全対策特別交付金		7,500
	5. 交通安全対策特別交付金	7,500
45. 分担金及び負担金		298,962
	5. 分担金	1
	10. 負担金	298,961
50. 使用料及び手数料		362,550
	5. 使用料	205,948
	10. 手数料	156,602
55. 国庫支出金		2,556,122
	5. 国庫負担金	2,026,424
	10. 国庫補助金	517,437
	15. 委託金	12,261
60. 県支出金		1,558,311
	5. 県負担金	947,671
	10. 県補助金	458,466
	15. 県委託金	152,174
65. 財産収入		68,018
	5. 財産運用収入	64,398
	10. 財産売払収入	3,620
70. 寄附金		420,000
	5. 寄附金	420,000
75. 繰入金		3,741,993

（単位：千円）

款	項	金額
	5. 特別会計繰入金	13,731
	10. 基金繰入金	3,728,262
80. 繰越金		30,000
	5. 繰越金	30,000
85. 諸収入		788,874
	5. 延滞金加算金及び過料	7,140
	10. 市預金利子	500
	15. 貸付金元利収入	488,021
	25. 雑入	293,213
90. 市債		2,063,500
	5. 市債	2,063,500
歳入合計		26,630,000

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 議会費		225,882
	5. 議会費	225,882
10. 総務費		2,915,711
	5. 総務管理費	2,336,618
	10. 徴税費	296,385
	15. 戸籍住民基本台帳費	173,637
	20. 選挙費	81,374
	25. 統計調査費	3,140
	30. 監査委員費	24,557
15. 民生費		7,602,605
	5. 社会福祉費	4,133,437
	10. 児童福祉費	3,005,648
	15. 生活保護費	463,520
20. 衛生費		2,503,158
	5. 保健衛生費	1,215,737
	10. 清掃費	687,905
	15. 上水道費	21,021
	20. 病院費	578,495
25. 労働費		4,829
	5. 労働費	4,829
30. 農林水産業費		631,052
	5. 農業費	575,324
	10. 林業費	45,398
	15. 水産業費	10,330
35. 商工費		689,602
	5. 商工費	689,602

（単位：千円）

款	項	金額
40. 土木費		2,648,972
	5. 土木管理費	170,423
	10. 道路橋梁費	623,849
	15. 河川費	121,761
	20. 港湾費	7,563
	25. 都市計画費	1,618,671
	30. 住宅費	106,705
45. 消防費		1,115,761
	5. 消防費	1,115,761
50. 教育費		3,691,762
	5. 教育総務費	566,916
	10. 小学校費	987,585
	15. 中学校費	115,102
	20. 幼稚園費	347,056
	30. 社会教育費	1,135,247
	35. 保健体育費	539,856
55. 災害復旧費		16
	5. 農林水産業施設災害復旧費	12
	10. 公共土木施設災害復旧費	4
60. 公債費		3,664,325
	5. 公債費	3,664,325
65. 諸支出金		886,325
	5. 基金費	482,325
	20. 開発公社費	404,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

（単位：千円）

款	項	金　額
歳　出	合　計	26,630,000

第　２　表　　債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　度　額
長尾小学校改築工事	令和５年度	１，１５８，０００千円
公民館新築工事	令和５年度	１，１１１，０００千円
旧恵利家住宅保存修理工事	令和５年度	１７，０００千円

第　３　表　　地　方　債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
庁舎施設整備事業	７，４００	普通貸借 又は 証券発行	４．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共施設整備事業	７，３００			
水道整備事業	１８，１００			
し尿処理施設整備事業	６，４００			
火葬場施設整備事業	１９，２００			
診療所施設整備事業	４，７００			
農業施設整備事業	８６，０００			
観光施設整備事業	４，２００			
道路橋梁整備事業	３９９，５００			
河川整備事業	７９，０００			
住宅整備事業	４２，４００			
港湾整備事業	８，７００			
都市計画施設整備事業	２１，８００			
海岸整備事業	６，８００			
消防施設整備事業	２４５，３００			
教育施設整備事業	３２，１００			
小学校整備事業	５２３，４００			
中学校整備事業	１３，５００			
保健体育施設整備事業	２３，８００			
文化財施設整備事業	８，９００			
過疎地域持続的発展特別事業	３５，０００			
臨時財政対策債	４７０，０００			
合　　計	２，０６３，５００			

議案第３号

令和４年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

令和４年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，５９４，９００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 国民健康保険税		805,784
	5. 国民健康保険税	805,784
10. 使用料及び手数料		370
	5. 手数料	370
15. 国庫支出金		1
	10. 国庫補助金	1
17. 県支出金		4,308,024
	10. 県補助金	4,308,023
	15. 財政安定化基金交付金	1
35. 財産収入		1,032
	5. 財産運用収入	1,032
40. 繰入金		447,317
	5. 繰入金	369,317
	10. 基金繰入金	78,000
45. 繰越金		20,000
	5. 繰越金	20,000
50. 諸収入		12,372
	5. 延滞金加算金及び過料	6,709
	15. 雑入	5,663
	△. 貸付金元利収入	−
△. 連合会支出金		−
	△. 連合会補助金	−
歳入合計		5,594,900

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 総務費		42,525
	5. 総務管理費	30,666
	10. 徴税費	11,712
	15. 運営協議会費	90
	20. 趣旨普及費	57
10. 保険給付費		4,210,929
	5. 療養諸費	3,649,027
	10. 高額療養費	546,195
	15. 移送費	100
	20. 出産育児諸費	12,607
	25. 葬祭諸費	3,000
18. 国民健康保険事業費納付金		1,222,932
	5. 医療給付費分	865,401
	10. 後期高齢者支援金等分	266,456
	15. 介護納付金分	91,075
20. 共同事業拠出金		5
	5. 共同事業拠出金	5
25. 保健事業費		73,166
	5. 保健事業費	14,960
	10. 特定健康診査等事業費	58,206
30. 公債費		834
	5. 公債費	834
35. 諸支出金		14,509
	5. 償還金及び還付金	3,773
	10. 積立金	1,032
	15. 直診勘定繰出金	9,704

（単位：千円）

款	項	金額
99. 予備費		30,000
	99. 予備費	30,000
歳出合計		5,594,900

議案第４号

令和４年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和４年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８８９，６００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		641,503
	5. 後期高齢者医療保険料	641,503
10. 使用料及び手数料		100
	10. 手数料	100
15. 繰入金		246,395
	5. 一般会計繰入金	246,395
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		1,601
	5. 延滞金、加算金及び過料	1
	10. 償還金及び還付加算金	1,600
歳入合計		889,600

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 総務費		6,922
	5. 総務管理費	3,904
	10. 徴収費	3,018
10. 後期高齢者医療広域連合納付金		880,578
	5. 後期高齢者医療広域連合納付金	880,578
15. 諸支出金		1,600
	5. 償還金及び還付加算金	1,600
99. 予備費		500
	99. 予備費	500
歳出合計		889,600

議案第５号

令和４年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

令和４年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，３４０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５００，０００千円と定める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 保険料		1,303,630
	5. 介護保険料	1,303,630
10. 使用料及び手数料		3,228
	5. 手数料	3,228
15. 国庫支出金		1,522,119
	5. 国庫負担金	1,094,300
	10. 国庫補助金	427,819
20. 支払基金交付金		1,677,957
	5. 支払基金交付金	1,677,957
25. 県支出金		884,608
	5. 県負担金	855,700
	10. 県補助金	28,908
30. 財産収入		919
	5. 財産運用収入	919
35. 繰入金		941,606
	5. 一般会計繰入金	934,686
	10. 基金繰入金	6,920
40. 繰越金		5,770
	5. 繰越金	5,770
45. 諸収入		163
	5. 延滞金、加算金及び過料	161
	15. 雑入	2
歳入合計		6,340,000

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 総務費		76,009
	5. 総務管理費	14,709
	10. 徴収費	2,067
	15. 介護認定審査会費	59,233
10. 保険給付費		6,000,000
	5. 介護サービス等諸費	6,000,000
12. 地域支援事業費		226,210
	10. 包括的支援事業等費	15,231
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	177,224
	20. 一般介護予防事業費	33,755
20. 基金積立金		19,819
	5. 基金積立金	19,819
25. 公債費		411
	5. 公債費	411
30. 諸支出金		14,551
	5. 償還金及び還付加算金	1,645
	10. 一般会計繰出金	12,906
99. 予備費		3,000
	99. 予備費	3,000
歳出合計		6,340,000

議案第６号

令和４年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

令和４年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３２，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. サービス収入		29,118
	5. 介護予防費収入	29,118
15. 繰越金		2,882
	5. 繰越金	2,882
歳入合計		32,000

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金　額
5. 事　業　費		31,294
	5. 介　護　予　防　支　援　事　業　費	31,294
99. 予　備　費		706
	99. 予　備　費	706
歳　出　合　計		32,000

議案第７号

令和４年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

令和４年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０，６００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 診療報酬		2,919
	5. 外来報酬	2,919
10. 使用料及び手数料		79
	5. 手数料	19
	10. 使用料	60
15. 繰入金		7,170
	5. 他会計繰入金	7,170
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		132
	5. 受託事業収入	94
	10. 雑入	38
歳入合計		10,600

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 総務費		9,816
	5. 施設管理費	9,816
10. 医業費		484
	5. 医業費	484
99. 予備費		300
	99. 予備費	300
歳出合計		10,600

議案第８号

令和４年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

令和４年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１９，２００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 診療報酬		108,695
	5. 外来報酬	108,695
10. 使用料及び手数料		619
	5. 手数料	619
12. 財産収入		1
	5. 財産運用収入	1
15. 繰入金		5,607
	5. 他会計繰入金	5,607
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,247
	5. 受託事業収入	1,173
	10. 雑入	74
35. 県支出金		3,030
	5. 県補助金	3,030
歳入合計		119,200

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 総務費		87,628
	5. 施設管理費	87,628
10. 医業費		31,272
	5. 医業費	31,272
99. 予備費		300
	99. 予備費	300
歳出合計		119,200

議案第９号

令和４年度さぬき市観光事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市観光事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市観光事業特別会計予算

令和４年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，７００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（ 歳　　入 ）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 繰入金		3,182
	5. 繰入金	3,182
10. 繰越金		100
	5. 繰越金	100
15. 諸収入		418
	10. 雑入	418
歳入合計		3,700

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金　額
5. 事　業　費		3,700
	5. 事　業　費	3,700
歳　出　合　計		3,700

議案第１０号

令和４年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

令和４年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９５，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
5. 財産収入		90,000
	10. 財産売払収入	90,000
10. 繰入金		3,175
	5. 一般会計繰入金	3,175
15. 繰越金		1,825
	5. 繰越金	1,825
歳入合計		95,000

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金　額
5. 事　業　費		94,000
	5. 事　業　費	94,000
99. 予　備　費		1,000
	99. 予　備　費	1,000
歳　出　合　計		95,000

議案第１１号

令和４年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

令和４年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

令和４年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

令和４年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４９，１００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

第 1 表　　歳 入 歳 出 予 算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金額
10. 繰越金		1,000
	5. 繰越金	1,000
20. 諸収入		4,700
	10. 雑入	4,700
30. 財産収入		117
	5. 財産運用収入	117
40. 繰入金		43,283
	5. 基金繰入金	43,283
△. 使用料及び手数料		－
	△. 使用料	－
歳入合計		49,100

（ 歳　　出 ）　　（単位：千円）

款	項	金　額
5. 事　業　費		48,100
	5. 事　業　費	48,100
99. 予　備　費		1,000
	99. 予　備　費	1,000
歳　出　合　計		49,100

議案第１２号

令和４年度さぬき市下水道事業会計予算について

令和４年度さぬき市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度

さぬき市下水道事業会計予算書

香川県さぬき市

令和４年度さぬき市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度さぬき市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　接　続　戸　数	9,111	戸
⑵　年 間 有 収 水 量	2,200	千㎥
⑶　主要な建設改良事業		
イ　管渠建設改良費	167,100	千円
ロ　ポンプ場建設改良費	236,700	千円
ハ　処理場建設改良費	5,800	千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

［収　入］

第１款　下水道事業収益	1,850,000	千円
第１項　営　業　収　益	640,961	千円
第２項　営 業 外 収 益	1,209,039	千円

［支　出］

第１款　下水道事業費用	1,850,000	千円
第１項　営　業　費　用	1,694,784	千円
第２項　営 業 外 費 用	152,066	千円
第３項　特　別　損　失	650	千円
第４項　予　　備　　費	2,500	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,016千円、当年度分損益勘定留保資金583,984千円で補てんするものとする。）

［収　入］

第１款　資本的収入	887,000	千円
第１項　企　業　債	225,400	千円
第２項　他会計出資金	560,000	千円
第３項　補　助　金	81,100	千円
第４項　分担金及び負担金	1,500	千円
第５項　その他の資本的収入	19,000	千円

［支　出］

第１款　資本的支出	1,498,000	千円
第１項　建設改良費	433,935	千円
第２項　企業債償還金	1,064,065	千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
下水道処理場汚泥処分等手数料	令和５年度	30,000　千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
下水道事業	千円 225,400	普通貸借 又は 証券発行	年　% 4.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　収益的支出における各項間の流用

⑵　資本的支出における各項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　85,543　千円

（他会計からの補助金）

第10条　下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、680,000千円である。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令和４年度さぬき市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
1 下水道事業収益			1,850,000	
	1 営業収益		640,961	
		1 下水道使用料	370,961	
		2 他会計負担金	270,000	
	2 営業外収益		1,209,039	
		1 他会計補助金	680,000	
		2 長期前受金戻入	529,038	
		3 雑収益	1	

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
2 下水道事業費用			1,850,000	
	1 営業費用		1,694,784	
		1 管渠費	71,926	
		2 ポンプ場費	77,916	
		3 処理場費	299,585	
		4 総係費	105,319	
		5 減価償却費	1,124,200	
		6 資産減耗費	15,838	
	2 営業外費用		152,066	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	129,066	
		2 消費税及び地方消費税	23,000	
	3 特別損失		650	
		1 過年度損益修正損	650	
	4 予備費		2,500	
		1 予備費	2,500	

資本的収入及び支出

収　　入　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
3 資本的収入			887,000	
	1 企業債		225,400	
		1 建設改良債	225,400	
	2 他会計出資金		560,000	
		1 他会計出資金	560,000	
	3 補助金		81,100	
		1 国庫補助金	81,100	
	4 分担金及び負担金		1,500	
		1 受益者負担金	1,500	
	5 その他の資本的収入		19,000	
		1 その他の資本的収入	19,000	

支　　出　　（単位：千円）

款	項	目	予定額	備考
4 資本的支出			1,498,000	
	1 建設改良費		433,935	
		1 管渠建設改良費	167,100	
		2 ポンプ場建設改良費	236,700	
		3 処理場建設改良費	5,800	
		4 建設総務費	24,335	
	2 企業債償還金		1,064,065	
		1 建設企業債元金償還金	1,064,065	

議案第１３号

令和４年度さぬき市病院事業会計予算について

令和４年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第２号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年２月２２日提出

さぬき市長　大　山　茂　樹

令　和　４　年　度

さぬき市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書

香 川 県 さ ぬ き 市

令和４年度さぬき市病院事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

区分		事業	当年度	前年度	増減
１　業務量	病院事業	（１）病床数	１７９床	１７９床	０床
		ア　一般病床	１７５床	１７５床	０床
		イ　感染症病床	４床	４床	０床
		（２）診療日数	２４３日	２４２日	１日
		（３）患者数	170,173 人	170,422 人	△249 人
		ア　入院患者	53,290 人	54,020 人	△730 人
		（１日平均）	146.0 人	148.0 人	△2.0 人
		イ　外来患者	116,883 人	116,402 人	481 人
		（１日平均）	481.0 人	481.0 人	0.0 人
２　資本的支出	建設改良計画	（１）病院増改築事業費	10 千円	2,400 千円	△2,390 千円

	（２）資産購入費	94,593 千円	18,115 千円	76,478 千円
３　職員計画	損益勘定所属職員	418 人	419 人	△1 人

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款	病院事業収益	５，２０１，９３８千円
第１項	医業収益	４，６０２，８５０千円
第２項	医業外収益	５９９，０５８千円
第３項	特別利益	３０千円

支　　出

第１款	病院事業費用	５，４１６，３５６千円

第１項	医 業 費 用	５，２９８，１６１千円
第２項	医業外費用	１１７，６６５千円
第３項	特 別 損 失	３０千円
第４項	予　備　費	５００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１４４，７４７千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８，６００千円、過年度分損益勘定留保資金１３６，１４７千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款	資 本 的 収 入	２３０，６０２千円
第１項	企　業　債	９０，８００千円
第２項	一般会計出資金	３００千円
第３項	国 庫 補 助 金	１０千円

第４項	県費補助金	１０千円
第５項	一般会計負担金	１３９，４７２千円
第６項	固定資産売却代金	１０千円

支　　出

第１款	資本的支出	３７５，３４９千円
第１項	建設改良費	９４，６０３千円
第２項	投資	１，２００千円
第３項	企業債償還金	２７９，５４６千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	９０，８００千円	証書借入	年４．００％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１５０，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　３，０８３，９３８千円

（２）交際費　　１００千円

（他会計からの補助金）

第８条　建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

（１）病院群輪番制運営費補助金　　１２，９２９千円

（２）小児救急医療支援事業費補助金　　２１，１７３千円

（３）第二種感染症指定医療機関運営費補助金　　８０５千円

（４）国民健康保険保健事業助成金　　６，０００千円

（５）新人看護職員研修事業補助金　　４２２千円

（６）産科医等確保支援事業補助金　　９８６千円

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産購入限度額は、６５２，０００千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第１０条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療器械	過酸化水素プラズマ滅菌装置	１式

令和４年２月２２日　提出

さぬき市長　大　山　茂　樹